

江田島市公共交通機関の運航(行)に関する覚書

江田島市（以下「甲」という。）と上村汽船株式会社（以下「乙」という。）、瀬戸内シーライン株式会社（以下「丙」という。）、さくら海運株式会社（以下「丁」という。）、有限会社バンカー・サプライ（以下「戊」という。）及び江田島バス株式会社（以下「己」という。）は、江田島市に関連する公共交通機関の運航（行）に当たり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、江田島市に関連する公共交通機関の運航（行）に当たり、甲、乙、丙、丁、戊及び己の相互連携を強化することで、公共交通機関の利便性を確保することを目的とする。

（覚書の対象となる公共交通機関）

第2条 本覚書の対象となる公共交通機関は、次のとおりとする。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業であつて、江田島市内を発着するもの
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により許可を受けた一般旅客自動車運送事業で、道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第3条の3第1号又は第3号に規定する態様で江田島市内を発着するもの

2 前項の規定は、甲（江田島市公共交通協議会を含む。）が公共交通機関の運航（行）を第三者に委託した場合についても準用する。

（基本姿勢）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、公共交通機関の利便性の確保について、相互に連携を図りつつ、誠実に取り組むものとする。

（ダイヤ改正時の配慮）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、公共交通機関のダイヤを改正する場合は、他の公共交通機関の運航（行）ダイヤとの接続に配慮するものとする。

（ダイヤ改正の事前連絡）

第5条 乙、丙、丁、戊及び己は、公共交通機関のダイヤを改正する場合、改正予定日の2か月前までに、その情報を甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項による連絡があった場合、乙、丙、丁、戊及び己のうち、そのダイヤに直接接続し、又は影響が予測される事業者に対し、速やかに情報提供するものとする。

3 第1項により連絡する情報は、ダイヤ改正予定日及びダイヤ改正案（改正前と改正後の比較ができるもの）等とする。

4 甲は、ダイヤ改正の情報提供などに必要な場合、乙、丙、丁、戊及び己に対し、関連事項の聴き取りを行うことができ、また、乙、丙、丁、戊及び己は、これに誠実に対応するものとする。

5 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、第1項及び第2項に関する情報を次のいずれか

に該当する場合を除いて漏らしてはならない。

- (1) ダイヤ改正を実施する事業者がその情報を公開した場合
- (2) ダイヤ改正を実施する事業者から事前に承諾を得た場合
(ダイヤ情報等の周知)

第6条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、自らが運航（行）する公共交通機関のダイヤを広く周知するとともに、接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供（船内・車内掲示など）に努めるものとする。

2 甲は、公共交通機関の利便性を確保するため、ダイヤ情報等の周知に努めるものとする。

（ダイヤ遅延等への対応）

第7条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、自らが運航（行）する公共交通機関のダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。

2 前項の情報について、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。

3 前項の連絡を受けた事業者は、自らが運航（行）する公共交通機関のダイヤに影響が生じない範囲において、船舶又は車両を待機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（検討会議の開催）

第8条 甲は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて、公共交通機関利便性検討会議（以下「検討会議」という。）を開催することができる。

2 検討会議は、次の各号に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) 第5条のダイヤ改正に関する事項
- (2) 第6条のダイヤ情報等の周知に関する事項
- (3) 前条のダイヤ遅延等への対応に関する事項
- (4) その他本覚書の目的を達成するために必要な事項

3 乙、丙、丁、戊又は己は、第1項の検討会議の開催を甲に要請することができる。

4 検討会議は非公開とする。

（検討会議の組織）

第9条 検討会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

2 議長は市の公共交通を所管する部長、副議長は市の公共交通を所管する課長をもって充てる。

3 委員は、乙、丙、丁、戊及び己のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 検討会議で議題となる公共交通機関の運航（行）事業者
- (2) 前号の公共交通機関に接続する公共交通機関の運航（行）事業者

4 議長は、必要があると認めたときは、委員の了解を得たうえで、住民代表など委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

この覚書の締結を証するため、覚書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が署名して、各自その1通を所持する。

平成29年3月22日

- 甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作
- 乙 広島県広島市南区宇品海岸一丁目13番26号
上村汽船株式会社
代表取締役 上村 隆彦
- 丙 広島県広島市南区宇品海岸一丁目13番13号
瀬戸内シーライン株式会社
代表取締役 内堀 達也
- 丁 広島県呉市天応大浜三丁目2番21号
さくら海運株式会社
代表取締役 辻本 英紀
- 戊 広島県広島市南区翠三丁目12番34号
有限会社バンカー・サプライ
代表取締役 横山 恭治
- 己 広島県江田島市能美町中町4553番地1
江田島バス株式会社
代表取締役 蓮田 勉